儒函頌卷

1曾5
572
1

門1 曾5
孫572
巻1

[illegible]の許小さのりこゝ
[illegible]の松かけらるゝとゝ
[illegible]とゝ〳〵此書の
[illegible]第子あり[illegible]
[illegible]なりとゝ出
[illegible]山の井乃

あさぼらけ
きゝうわ
とゝわすゝ
たゝきれい
ほうし
宮紗を

清風の浮雲を
ゝふやゝ
きれい
よ分入む
こゝ
ちゝ

まことに世のこころ
ばゆきたるほの人
見ぬ所に移りぬる古人の
ものと古き品のまことぶり
魯国の河内まりよりうる古
語も祝ぎうるうるあるし

おのづからひまくふる所の世
ことばかりこそ刷毛よ
お国もとうりぬ所にて
文の林農風のまうかい書の
花の句ひとさそひ筆ず花
乃家の光えい枝の自然を

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

享和二年春末　晃演識

京都府立図書館

隣女語言一

洛東隠士　慈延著

[illegible]

○六百柔面哥合

寄繪意　　顕昭

[illegible]

陳云長康鄴女を戀しく絵をかきてをるまうるり

これハ太平廣記引名画記云晉顧愷之字長康小

字虎頭嘗悅一隣女乃画女於壁當心釘之女患心

痛告長康道拔釘乃愈とあり太平廣記ハ宋の太平

興國三年にいてきたれと世にたゞ明のか請年中に

梓行して世に伝へそうまれさるそハ後柏原院の御宇よりの

ゝ那昭の法ゝハ枚百年のねうもし名画記をも伝

ゆゝしきゝゝ世沙の傳聞なるへし

初葉

○杜

白石問答ゝ問云杜の字分そもと別ゝいるハ社の

字の誤ゝ歟ゝ[illegible]

答云万葉の社の字を誤て杜の字ゝ古来用ゝ誤也

[illegible]

谷川佐齊の日本紀通證云倡律杜木を注ていハく

杜喬木葉如加茂葵而莖赤枝葉皆相對花四

月盤茂可愛至秋葉落而無花山城國賀茂社松尾

社近江國日吉社等祭礼用之與葵同乃至又訓毛

利蓋神地必植杜樹故指神社林叢為杜也云云

説面白くれ不叶

○瞿麥

或書に瞿麥をなでしこといへり祐盛抄に染殿の后幼くおはしましける時見かほちいつくしかりければしかれば撫子と名つけまゐらせたりとぞ此名をさらむらしなでしこといひつくたりと云り今按に大鏡裏書云染殿大后少之時容姿艶麗號瞿麥御取美艶後改瞿麥稱常夏花蓋辟諱也とあれば祐盛抄もたがひなしかめ美艶によりて瞿麥と稱したるなりけるをかく文字は撫子と書て子の字貴婦人の通稱なる

にぞりて幸に名付ゐひしたるなるべし

○魘死

浄土十要童刻序明成時作曰柳聞魘之童者不許持光照照即死不許抱令起抱多失心唯就闇中傳熊識者大呼其名連聲呼之無不解者云云心得をくべき事なり夕良のまぎれ河原院にてをそはれてましましけるなどもかゝる事にやとかきあつめおけりかりなそふとも此公うしかきやう云てはかりし

○鍛治　廿一日

和名鈔云四聲字苑云鍛音段治音夜打金鐵爲器也俗云假治訛也燒鐵銷鑠也已上上の鍛字流布の板

本に鍜に作るハ誤なり古本に鍛に作るを正とす
あらかぢと唱ふるハむかしへにはあまりといひなし日本紀
に鍛を加奴知と訓したりかぢといふハ是を略せるにて
鍛冶と文字につきてハ未詳なるやうにまぎれたるなり
天武紀にも鍛師をカヌチと訓したり續紀元正紀
鍛冶の字處々に出たるとよみたなる鍛鍜二字異也
又一目眇の者を俗にかためといふも鍛の字なるべし
其ためしハ神代紀に一書云天目一箇神（アメノマヒトツノカミ）為作金者（カナタクミ）云々
舊事紀曰令天目一箇神為造雑刀斧及鐵鐸（サナキ）云々
是加奴知の祖なるが故に目一つなる人をさして加

牟知といふを轉ぜし

○六十一

萬家集に賀　寛喜元年入道前河内守光行六十算
久しかりける六十の一つと身に今行末の千世を賀して
和下の注にハ六十算と河登と寿の上にハ六十一の中しにて
以俗にいれて申本掛たるの賀にハわしきなるね

○亜相

藻塩草に納言の起をいはしても寿も祝もかけたり萬家
集に山の作正房金の寿に
贈そより亜相まてこそ社名に見よりてす河人相てる紀

返事よ

雲ぬきの日数をかぞへまて行こゝの世いつもたのもし

房金僧正は当家口の行の師とたのまれ給へる人なれは卿の歳へ

の所にはかり大納言よりかまくらへ行給へるとよみ侍

ふりそしとそこそて雲井をはるかりとは殿上の所をはるかに雲を

ひきわけくとは大臣の吳名をはひきわけつく大納言を月みるひとしりと詠れ

なるをもりお古人納言後なるてす是やはりこゝろ納言の所に出給へき

歟

○雲濤煙浪　入道前太政大臣

弘安元年詩寄合

尋ねんかとをもふ雲の波をかりのるみ乃原ときやをの

煙波に初い歩を詩にもとめ来りて先つ

〻波と雲の浪煙とをつけなるは白氏文集より出

新樂府曰海漫々直下無底旁無邊雲濤煙波最深

〻也りと也

○ほうとう　苔

古今集物名はりをけ諸注は蘿の字をかゝり給へる詩経

よりある女蘿なり又兎絲といふこのわり千年松樹上に自

兎絲と淮南子よりいるは女蘿の中のやゝ長れと吳るる

物なり給へは三才圖會第十一峨眉山條下曰山高多

風木不能長枝悉下垂古苔如乱髪挂木下垂至地長

數文ニ上これにより答うべし又延山をとにはは答たかく
ゆゑとて契沖ゝ條材抄も蘿の字ゆゑて塙川百その
所時卿の
ゝゝ孫しみ下葉ゝ生るにより答家かゝらはいかゝまたに
はゝ式ゝ式云ゝりはゝ式二句流布のかゝいかゝと正かいに
ハ生ゝとゆゑ下葉とゆゑていに答にかゝしまま

○蜘蛛　乾鵲

古今序　我せこゝろゝきゝひゝりにはゝもゝのふゝまひゝ
孫ゝとゝしも日本紀よハ下句區茂能於虛奈比虛豫
比辞流辞毛とゆゑ栄雅抄ゝ止觀の蜘蛛掛則必有喜

事乾鵲鳴留行人小尚有瑞大事無瑞とゝ孫云ゝり
ゝ古諺もとハ陸賈ゝ語よりゝ事文類聚續集云樊
噲問陸賈曰自古人君受命於天云有瑞應豈有是
乎賈曰目瞤得酒食燈花得錢財乾鵲噪而行人至
蛛蛛集而百事喜小既有徵大亦宜然　上爾雅蠨
蛸長蹄註小鼄鼄長脚者俗呼写喜子又陸機詩疏一
名長脚荊州河内人謂之喜母此虫来著人衣當有
親客至有喜也ちゝみゝよ云ゝゝの俗人かゝものちゝをゝいむ
ゝよもかゝて紀ゝゝるゝよゝゝゝゝゝいちゝもかゝものゝも人のき
ゝゝゝゝゝゝより又ゝ和のゝゝひゝもゝゝゝゝ容齊随筆云

北人以烏声写喜鵲声写悲南人聞鵲噪則喜聞烏
声則嗤而逐之云云

○節分

暦よ立春のあ日なりちふんとゝのゝて他の季にいまるさ
ねいろの中とのゝ世まい物くゝ定季ともに景のロハせちふん
とつよゝし伊勢集よ

せちふんのつとめて胃朝ゆみやゝゝ

いつとなく春いなるらん雪たゝ引しをいくゝよりはる
かゝし

岳園佐参略

られたゝ雪はるのちえいくゝのかもゆしゝゝ見よ

原氏物語の巻ゝも春より夏よりつゝ不分明ちふと
いつゝとゝりかゝ立夏のあをせちふむとゝ思ハ他の雪
もなゝゝて知ゝ

○小式部内侍ゝ事

小式部内侍やまひのきりとゝゝゝゝゝ時
いゝもん行へきゝもなもゝをわゝにせたるをもをはい
とゝみなる中ゝゝ古今著聞十訓抄ゝに出て人
られたゝをゝゝ侍ゝ後拾遺集よりゝゝゝ女
にたゝよなゝいりてゝゝ名ハい父母ゝをたゝいのちよめゝゝよ
ゝ巻山府君よりゝゝ出ゝゝれむ事の後ゝ

[illegible]
小式部の方より一二句かりなるのしたしきまゝ
但しやはいとあるいつをあるんりあてはこの事
小式部にもはるかをを清輔朝臣はいるかを出されより
まる新業集は
七月の末つかた百首ひとりてはいかゝ
りはるをりをこゝに次よ　よみ人しらず
いとはるの雨をそへてよみつゝん親王さかをつゝ乃参
次よ宗良親王のはかをしわりかゝてはきの見れ給つゝ
るゝなりよるとはんとあるこれはいと式部の方かはゝ

出るこゝのへよるむはのをしへかゝはとりてかゝるみのゝ
やまはにまゝる宗良親王は親王はゝ御子とはかれてをる身に
ちむをもるはのはもよ於かゆ
○續拾花集　瞻西上人の方
續拾玄集釈奠部に
人のもとゝて佛供養しをるあるを雨のゆりて後り
かりをはれ礼堂よりはるとをみはをる
瞻西上人
へうしへと身をもきゝ今も見れはるはのりはかるをりをり
これを昔ゆりかりつゝ人をはに玄賓僧都祝法の時興福寺

へうしをけづりてきこゆるもいとをかしかりけるを
とうしの伝授はかたをやうるをもてあるいつまで
まさるべん 暁西上人いはく 俳諧相伝とさけて世をとりてなる
かくるもいとをかしかりけるを 玄賓の行状
はるかにして 勝西のあるかくるもやうん伝授とは
虚空よりあるに
原西いはく 原のあるよりなれよりも涙を はるかなり
又云 賓僧都
ちるを和をうそなへや 歌をちはとへよをへむ
かくよみ行ひふ 忽晴天とうしは 詞言のあるをなへい

八十

諸人系伝しも伝法のあり 時代をるべし

○ゆで

栄花物語月宴は九条殿をやまうしかれてはかせるとい
いはむゆうそくをきこしめしてうしは
風のこちよゆうそくしのいはさみかをふら琴法はる
ゑうをうをぬ 源氏物語をよるを伝 狭衣に雪や
けよりもたれをうをまうしかれゆでつくるをうし
ゆうをみるもものをとうしこれは足て痛は陽てをうる
今もをうをうえ 板谷をんしてをうるもわるべし 法師元集

雑上

大舟院所有の寺分のふを校のゆそゆそさを
紀ゝ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]
[illegible]
[illegible]

亦院宰相

[illegible]

亦院

[illegible]

○宗祇法師終焉の記

宗長のもとより宗祇終焉の記あり文亀二年七月晦日
八十二歳にて相模國箱根山の草庵にて終焉
[illegible]堺桃園とかの所の山林定福寺(筑前郡)[illegible]にて荼

毘[illegible]宗祇荼毘の紀行は文明十
二年[illegible]年六十とあり又東路の[illegible]は永正六年と
[illegible]文亀二年より七年の後[illegible]雪玉集に永正十一
年七月廿九日當宗祇法師十三回忌[illegible]時
十首の[illegible]あれは宗長の記[illegible]東路のつと
は誤[illegible]

○折擿物

源氏物語に折[illegible]とか
[illegible]折乾といふものあり折の字
[illegible]の名[illegible]類書纂要に以銀准折礼物謂之

折乾一といへり此折乾は此方にいふ俗の措代肴代の事なり
折の字はかゝるといふ儀にて銀をもて礼物にあてかへかゝる折
二銭折俸等とみえて委しく東涯の名物六帖棄帽談に出
せりそれによりこれは准ずるに今の四文銭といふ事も折四銭といふべし

○あつしき

桐壺巻に云〻みをおふつもりにやありけんいとあつしくなりゆき云〻
又こし此のあつしきさまなりとみへ此はしし契沖が源注拾遺
に日本紀に弥留をあつしとよめり病のおもきを云なりと
厚くいへるかしくこれは雄畧紀不謂遘疾弥留至於大
漸とあり此字本は書経顧命に出て疾大漸惟幾病

日臻既弥留と成王の病の中をいへり是より後世に天子の
御悩に用ゆる文字となりて臣下には通ぜずといへり其
此は何つしの何はなたらへてもいへへれと文字をあつる時
弥留とあつる事にてあらん顕宗紀云是月詔曰老嫗
伶俜羸弱不便行歩云云此羸弱の文字や更衣の
病の体なとかゝる人にもあへかりん神代紀に霊
運當遷をあつしとよませたるは神の御事をとりて
文字のやしもこゝにはかゝるか或云熱癡のわたるへしといふ

○烏る紀里に蝙蝠

ゐるる紀里の蝙蝠といふ俗諺ことに出る所の書もなき

なお松井何うしゝ野徒述流と云ふものも有り清家の
本草よみる禽鳥の部よりのものもたゝ〳〵ひ蒹の
出示を換へをもあれど久〳〵ひ来る俗徒なる後朝花集
戯咲部よりけ公の部あり

まゝり足きる女車よりをかをかしたゝ〳〵たりなるを
そりてかきつけ〳〵はゝりなる　度系左伝朝臣

いとむけよりなるきもあるよおりぬるかいかりにそ世ひつきぬ
かをかりをいい源氏物徒なもあるく文扇なりるるていたゝ
捨扇なして紙ゝてもりたるたゝみ扇をかいはりと云ふ
なく扇といふいるみる紙扇なりそのかをかりなる扇ふ

堀河を堀ひゝ分て洲徒よりまれるりまゝ

和泉式部

丈木

人もるゝもるゝ心徒をいとれかをりもをたるもん
ゆゝしやゝ人の物徒をそなゝ扇をたるをやる
そし

ゝゝをひてをゝよゝる徒なるいこのかをりそ時〳〵なる
いつをも徒といふ俗徒もをふきををゝいふへをれ

○直垂

いゝゝへよ初てれといふる物ハこの物の事人後撰雑一の
詞書よひてれこいよつゝりそに裏るひるをきそれいきと

やうとよびなれは　　菅原之輔

住吉のきしともいはし沖つ波なほうちかけようらはなくとも

寫家之の抄に此歌はそのかみよめるなりとあるし又正義にも老者の辰翁綿衣とよめり或抄に内蔵寮よりまゐる此そのねきれをいふといへるはよろしからんとあるし今按に内蔵寮よりまゐるにかきるへからす綿衣はまへくそのおほ綿衣といふとみえたり宇治拾遺に云綿きぬをきてと相ありきとありて又佐いたる綿きぬとよぶ綿のぬきをとりぬるひとつれなり又云この宿ねれひさしてはふしたる公卿さなとかへかね乳とも綿けつへしとあるし是は利仁といふ人の越前角庭の家

にてのことなりされとも今はたゝ武家のされの時にて来まいゆる今のさまかのこるなり

○何目

履中紀云阿曇連（アツミノムラシ）乃至免死科墨黥（メサキサスト云）之因此時ノ人曰阿曇目（アツミメト）云　云見林云後世罵人曰目盖起于此と今いふ見林の説似たりとみえたるをすへてめといふみといふは目の数おもしろくみえたるそのよつゝる[illegible]古語なり雀燕こかる[illegible][illegible]へて世にはきをのこれひつくる辞なるへしみちめとは通

音にて拾遺に但馬の人とのりて何日といふも唐人の詩と
いふ説あるべし　ちるみのよりあらの嵐の詩を見京氏ぬさのの
時語といふいとよりあまれと白石の孫い幽閑の
取きみい栖えといふもふかてり見い所もさ〳〵ぬ生何
るそのゆへよりつくるるを孫生ともりもいふ
拾遺集　物名に
をりたきえよんとなすくるを何ぬ見孫生とるいく
みいとれもちのり神も祖と猫いよりいねるあるり
こ後うまの家い白石の流れてもあれ孫い寝るあり
物もうくぬきそのゆへいとうふ

○京極

伊勢集に　かしたふとて京極なる人の家よりきてその
もりよりもりたる人に
　けしきのもりくるんこうりこに我い者よりり
けしきのもりくるいそこうんこうりこに我い者よりり
けしきのもりくるいけ星のもりくるい京極と
いふ不公の寺町よりわし今昔物語よ京極寺の前河
原よりある田を旱魃の時高陽親王の術をもりけ
りくるい中わりけ寺のもりり京極といふるくしけ
寺い日吉けい社をいとくるるて山の大衆ここか
振をもりてるるり三条京極よりあるり

塔の中納言が系極中納言をつぐべい時の塔に
[illegible]

○重之奇

拾遺集源重之

[illegible]
此方祭主藤基の集よりたの院乃ぶすべよ松の末よ苔
に花咲かりたるを三月つごもりに
苔の花松のこずえにかくれぬべき春の末も咲かりけり
とあるよ[illegible]藤基い延喜より天暦までの人
[illegible]ハ康保より天禄までの人なるに藤基の方が

中

たるとりやと[illegible]
[illegible]一[illegible]姿[illegible]
にも入[illegible]

○月の明

花宴書の方

世[illegible]
此方濱松中納言の物語より出て中納言[illegible]
中二の后乃かれ[illegible]
[illegible]
の[illegible]

春の夜は月の中にあはれもむすびきそれはいはるらん
かさぬるとうちみえられけるは昔より出たる雑ともあり
すみそめてさまもかはりし西郭なり慈鎮和尚の
有明の月にはあはれなりて詠るのかなしはゆへなりけり
とよみ給ふは源氏の言葉なり縁ゆへとぞ
○かるもし
貝原の日本釈名に義はかるりし国なりかりへるは
かりそめしといふ意をとりてかりの説なり日本紀 雄略紀
万葉等の言に山をおほしかくしとよみ侍らは
裏をかくるといふ事なるかは妙の字は日本紀に

くゝりしとはかりからくりしのらくは又うきれはからくりと
いふなり
○菊のきせ綿
菊のきせ綿の事はなかなるゆへといふ事は古き 渓雲
問答に通宗公の事なれはして
咲きくはまたむかしの雑談に菊につくるふきもののきせ綿
とかきてもそるは見えせんそてなすみわといふ事これは新撰
六帖に信実
植ねする菊のきせ綿くきかれは花にきしまのお咲になり
とあるよりおの咲き経綿をおもと見えせんとその事れ

中に見るのみなるべし但し通説とい定基卿の説又は
式職の人よりたてまつれる行古書なるべしあるべし
後撰よ

月八日伊勢の家の菊を折をきてつかはしける　伊勢

花はいと又の所にうつしてかへすとて

数ならぬ身にそなへてをいかのこくつ名にあてはめとなる

夏原雅正

家たかもなるべき君の菊をいたのかしや紫世はらん

とある紙もの中ほどにふよいまは咲さて菊よりとみせ

むのしめるふ八月まもなくもとにもるのあるふもと

てわるしよふかさはるまさりにつよけ時雅正の家よ菊の所

さりにより て隣の伊勢の所の菊よきせにつるりたるあ

るべしさるべきよもとすると九月の所ふとの所し

をいさりて西つかりたるべしべ新勅撰よ

従一位倫子菊の御をたまりてしたのこの

ちとしはれい　式部

菊にかわるみとりに紅ふかしにをいはしん

此中式部日記にもとかけ詩の中にはかふとをいはる

物のかとて花はわるゆるなあのきるひよりをる神るべし

後撰の詞とてしの名て見いよりかえるべし忠見集

九月九日きくにわたかつけたる歌に
よる波よも人のてかける菊のうへにまかせとおろけて家をまもる
こゝろこれ家のならひは諸本に一度萬葉の歌をうけてこれを
ようゆるまてるひにこれを詠するへし今も御所かたにハ綿きせ
わたへ飾らるちるしるるも千世をば思ひつくして寿をこそよく
祈るよしを文おほし忠見集に　九月九日
花のうへにおきハつまて老のたちまゆわろけり萬葉上の家
また人の寿と下の句たすしまかりされいき筋後をまゆ
そらもよむへしや散木集に
九月九日萬葉しかねすてうき人のかみれい

ちるころふく志かめるかりの花られいふかやも萬葉集ニは　あるめ
け錦ちとおもへい萬葉にそとくふるる中もおるへし
○　みよし　野
みよし野ハ三吉野と書上中下とふつよわたる也へと
文又芳野と書て吉とみる古書通をかめる説え
芸鉄山ちとに於すしかとも以る人つまとも以へる
と吉野の字なる萬葉集にしの言ともかるかりしの能よわ文
よしの山の桜くと別に見よし野とふるのもあり　濱雲
中納言物語ニ二巻　言ろうしにとるたるし別にいつまて
あるとたつ日きを祈へいもし紀に何事よまうし　野よ

つくさこうつよ堂なそこふるんこもり所るとそくし又云三巻
世ちるのふり記きあにいうしかとなるれてるもり
物語るるこうしも也とつくこ語るり名いとくこし
免つしきまのやうに於ゆをちるい去芳也の説
ちるへくわ

○まるけ

客人のつくしまるけの初設れ字所るもり雄畧紀よ
夏四月甲午朔天皇欲設呉人歴問群臣云云競會
云唐制諸郡燕犒将吏謂之旬設令廳事謂設廳公
厨曰設厨

○凡

了蓮寺云相の説よ凡の假名ふりとあい誤り
源順の和名抄よ字利と書るふ考ふしつれ字ふ
上ゝ置てウゝとむ事るといりはことりりらゆゝも
ちりまれとふりいふも古語るくし仁賢紀云和珥
臣日凡女糠君娘生一女云云注云一本云和珥臣
日觸女大糖娘云云は注ふりれいを文の凡れ字い
凡の誤ちゝツメゝ点ゝなるも誤るくし鳶事紀ふ
ハ和珥臣日凡よ作と古事紀の一本ゝも日觸よ
作る日本紀の自注と同ゝ〻ゝ凡い凡の誤

[illegible]

[illegible]

道長云傳後云[illegible]

○猿猴月[illegible]

[illegible]月卿猿[illegible]

猿[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

世中[illegible]月の[illegible]

[illegible]

止観輔行云祇律第八云佛在王舎城諸比丘為調達作举羯磨乃至佛告比丘過去世時空閑處有五百獼猴遊行人間有一尼拘類樹々下有井井有月影猴主見已語諸伴言月死落井當共出之令諸世間破於睛冥諸猴言云何能出主云我知出法我捉樹枝汝捉我尾展轉相連乃可出之諸猴皆從欲至水猴重枝弱枝折墮井中[illegible]猿

○ 鶯の詵譜

ちゑ花世かゝ賀の子世女といふる詵譜より名るき女

うゝひすねちゑよまちのうゝまたといふるタかんかゝ

ものへ詵譜も河りてかやゝきふも女の白とゑゆ正徹百そ

胡戸あけたゝきぬし呉服の近きか枝よき方らいす

今川汉舵の評より胡国、閑座まとる名分賞せられ

ゝ多ゝし、ゝしけ方をる世女覚悟ちるいわゝまゝしも

行んよかゝひたゝいと奥ゝ事ゝ

○ 佛ユ并天皇太子等の号

見原好古ゝ和事始か敏達天皇六年百済王造佛

ユ造寺ユ六人をまるゝ日本紀よゝゝ引用ゝり

ゝいゝ引ゝるゝよ見ゝりゝ欽明天皇十四年より和泉の草

清海ゝ河りたゝ樟木の玲瓏好る仏畫ユ命し

佛像二軀をつくゝしむ今の吉野寺に光を放つ樟の像

これゝり欽明紀ユゝゝりこの寺ゝるい比蘇寺也此

紀か畫ユゝゝるい佛ユをゝゝしゝゝ谷川士清もいゝ奥り

ゝゝれい見ゝ佛ユ成ゝ

天皇太子等の号を神武乃西時既ユゝゝれゝり

日本紀ゝ河りゝゝ神武綏靖ゝゝゝ諡い孝謙天皇

の御時淡海の御舩ゝいひ一人勅を奉て定ゝゝるし

天皇太子をはじめ儒教日本へ渡りて後上古のものがたり
日本紀に遠く文章をもとゝ[illegible]
神武の御時よりも天皇太子の号ありと見る博洽の士よ似合
さる杜撰なり和書始をなる人これ御公はしめ[illegible]
又推古天皇八年新羅をせめんとて境部臣を大将軍
とし穂積臣を副将軍とし巫大将軍副将軍の号
歟史よりはじまる始なりいつの既よりこれなりさる歟明
天皇二十三年七月大将軍紀男麻呂宿禰副将軍河
邊臣百磯を遣て新羅をうつといへり巫を始とも
思はれたるにはあらずしかに侍りし

○[illegible]
枝葉拾葉の系圖よ妙華寺関白冬良公撰増後と出
されたりおのれよ按後古本の按[illegible]
[illegible]
華寺殿の撰よりはるかに[illegible]
関白經嗣公の撰述なり經嗣公は二条太閤良基公
の御子にて和文をよみ[illegible]
紀經嗣公と見り

○七夕七遊

七夕の七遊は詩歌琴碁書画鞠とたはれ

定まるてはべるを二条太閤良基公のせられし日記
に七日は七百その詩七百首は秀句七調子の貴法七十韻
の聯句七十韻は七百の歌なれば七夕の御酒
ありさまは例の世にいとなれば又親長卿
日記云文明十二年七月七日今日有七種事鞠揚弓
樂郢曲依人々故障仍改圍碁之和漢五十韻和歌第日七首題賦
乞故講日七盃酒又宣胤卿記永正十五年七月七日七種
法樂に和歌連哥一折揚弓鞠花酒索麺等
也又例年捉七条書六字名号傍書歌
○髮の事〜記

順集に
おきなはかみをみだれたる髮のかきやるかたはなを
髮のかきさはるといふ頭如花蓮と詩經にいへるなり
皇極紀に山背王之頭髮班雜毛似山羊といへるなり
○沙門
或書曰佛涅槃以沙寫塚其徒守塚門而居故称沙
門云云汁說何の理論に出たりや杜撰の甚しきに
沙門は梵語也の字門の字にかよはかたきすら
少に又は桑門と又は又選ても見たるに或沙迦曇
もしくは新譯には室那摩拏或舎羅摩拏と

漢ニハ切勞ト翻シ善覺ニモ勒息ニモ又ハ事ニ
ヲ[illegible]ルモ俗人ノまゝ[illegible]スルモ[illegible]ハ楽門ヲ
風雅集ニよみ[illegible]やうに[illegible]ハ門ヲ[illegible]
いろめアヒとり樹のくいたるよわ[illegible]

○五百代小田

年山ヲ図ニ西山公の説ニ三十六歩ヲ一畝ト一十畝ヲ
一段ト一十段ヲ一町ト七十二歩ヲ一代ト五代
ヲ一段ト[illegible]ハ二畝ヲ[illegible]ハ荒杯芥粉
に遠ヲ彼ニハ七十二歩ヲ為十代百四十歩ヲ為二十代ト
五十代ヲ為一段一段ヲ為一町頭十段ヲ為一町積ト

ヲ孝德紀云凡田長サ三十歩廣サ十二歩ヲ為段十段
為町田令同

○こそ

但徒ヲ戒シ社ヲこそとむるいやしろとこそ
いひ家し此古曽ハ神もわるうしとそいひ
記説ヲ日本紀孝德紀ニ[illegible]て神社福草と
ハ[illegible]又同書紀ニ古曽部の姓をも社戸ハ
[illegible]ハ公ヲ社ハ祈請のたゝれいかゝもむ
万葉ニ[illegible]の字かゝとゝ[illegible]

○徒布

きふのかそねの　みよ乃やいゆれ　あめのをもよし爲林良
材をとりしゑさましのこのよゑしたりされをきみとるか
見もくもやれいゆつりし散木集卯花作牆
卯花のかきねなりけり山かつのきつきにかふるころも
見いされい陸奥ちしてもよ出つきを

○かぶ

嬰児の頭をふるはかふしといふ又ふるきしるりり神代
紀に頗傾也を加夫志と訓し天智紀に歪頬而熟を
かふしてわらふめりと訓をけられたり散木集に
楢のかしはをとるらし

一 柞の林はしたゝ他のこすゑきかさねかふしこれはかふそめいはん

○わみのゑ子風

此俗説の出ところ貝原氏は散木集の
ほそんしたのもしをいわされめみたまへぬ風のころろりを
のたまひしかり散木集に今一そ恐跋部よ
吹月よふ風しこまえね細の目にかそるところかしてあらん
と以又哥も作りされもこれはもと六帖に出てる事へ古今
六帖人の名をいゝなまんと以句よ人て上の句はつけ
たる中よほし出き句みのめよ吹くる風はこまうちもとは
られたこれ根をあれ出てころへるり

○佛供米

内侍所の御ものとなるものを御ものと和名抄祭祀具に糧米離騒経注云糧私呂反和名久萬之祢精米所以享神也とあるより供布の本に糧に作るは倭訓栞に雜阿含経に糧の字に字書に見えず又持統紀に奉奠奏猶節儛とあり見えて神佛にまるものとなるべし持統紀に天武の殯宮にまして新猿楽に無米とかるに例乃倭字也

○ものより二ものを

一度をものとなるものを唐猟の物に用ひたる

常もなべて崇峻紀に三度をものと訓し持統紀に六齋をむかりのいみとものより万代集冬

中勢

ものなる紀山里のもゝはるふるさとの春の夕の

○基熙公御事

思の屋乃色小柳大明神に入宮のものを行事乃民

京の半やまひしてものきよ死よ名い彼林れもう事

基熙公御事に名ひ名いをいされる

御ものをたゝ御の神名いたるなしと思ふ為

山ものの法よりて牛の死ぬるやみものを

○[illegible]

新古今集冬　　後鳥羽院御製

冬の[illegible]

[illegible]御製古抄物ともに源六の[illegible]

のこりて一二ト[illegible]古今より出てる事[illegible]

い元亨集ト

冬の[illegible]

[illegible]

[illegible]

○[illegible]

千載集恋三

花園の左大臣よつ[illegible]　侍賢門院加賀

[illegible]

[illegible]

にやかたの女ありきりつちみちのおくいつまのはもとよ
ゆねのはとつたへくるもれとうわとうし　叶土田門前歌院中
悔い千載集恋五
　寄ふれとうきなるいさるよかたしなつるもはるはさるう
　ちりとふ子のはつくかはるといを人くいつまも千載集
　に一そつてはりはもい今侍のわまりうもはるはんしるは
　なつはへしはけふ宋行るの物よ季吟いふ信子之と
　之ものとふ行るんうもやうそ宋ふく神代紀下蒼柴離
注　柴此云布璽（フシ）と行り又うつけとふも宋漬ふ
　を物ふしかやうよはをかはねてふ事例於紀ふ

○かゝん

拾遺集物名よ　さみゝ
　あきはいさみかゝみそ人いきるゑはやみゝ
　色を季吟ふ物よい魴（サケ）　搦（カラミ）口訣とのゝ注引於昭の物
　にもふゝを散木集よ行るあまの口あしてもはくゝ行
　はよふゝとふ子のうそ物ふ行るとつひるゝ分きて
　ゝとそくゝをゝをかゝみとふる和いかゝうそゝを
　きり行い
　ゝとふ子孫ふ行るれいかゝみうもはつきゝ
　於うしくゝをいくゝきてゝをゝ和名抄よ小

辛螺 七巻食経云小辛螺（和名仁之）楊氏漢語抄云蓼螺
子と云ふ あるりけ方訓 ものみ ふこ こうかい
○井華水
井つ つきわ ゝし く汲る水を井華水といふ その公ま
散木集よりる方ふ
人のもとよりわ ゝ ぬ ゝ ゝ 氏 ゆ ゆ ゆ ゆ
いまゝ ゝ もあるねまとあ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ
ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ
なと

○軍團
後紀に置軍團といふ字あり（大宝三年）け團の字字典
ゝ ゝ に軍團とつ ゝ く公 ゝ ゝ を正字通云紹興間
詔淮漢間取主戸之雙丁十戸為甲五甲為團團
有長と此 ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ
○士馬
散木集恥運百首の中に
ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ
ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ
邊史伯孫（中略）月夜還於蓬（イチノ）蒿（コノ）丘誉田陵下（シタ）逢騎赤

駿者其馬時濩略而龍翥中略伯孫就視而心欲之
乃鞭所來驂馬齊頭並轡爾乃赤駿超攄絶於埃塵
中略於是驂馬後而怠足不可復追其來駿者知伯
孫所欲仍停換馬相辭取別伯孫得駿甚歡驟而入
廐解鞍秣馬眠之其明且赤駿變爲土馬伯孫心異
之還覔誉田陵乃見驂馬在於土馬之間取而代而
置所換土馬已上云云
賦作嚄略註龍行貞云云同逶蛇

○後の春　　權大僧都慶增

萬代集　尋山花とてよめる

みよしのゝ山のさくらはのもとにたのむ人かゝ
計慶增ハ二十一代集よりそゝ人りいつとりの人ゝ
尋ぬ下新古今　良暹法師
たつねこそ花と共にもたのもしけれ
此歌ハ四ノ風情ゝいつまでもきりそん慶增ゝ
ゝ万代集よりつゝ
○指もさゝねしらし
玉葉集　大納言經信
春風のこのてゝ花をゝ指もさゝねそちりそ
後古今集　暁長明

吹のかぜきえみすの谷風と指もあるわをかえるを
俗にいはゆる伝つたへんるとも撰集ハ玉葉集はるれい
を明ら強伝つを指すしなりとも云かて万代集
小いなそそもよそそもきそり

○くくかたた

為尹卿千首ニ

小山田の稲葉をこひるくく垣の人くくりき多そるかを
くれを長伯いくつまきそる垣ちりとほりわかまれを

萬葉十一

くくそよ麦ともこまのたちくくよわいくくこしのはかるも

くれと一本にくすせあり麦ともとのりく文字ハ添字を
くくすせくくりくくいくく垣くくを畧してくる
くくしくい垣ともいつ行也ともくたるつふい杜撰く
千種雅有卿の風ちとつるのよいくい垣又いくく垣とも
栄ちとの義れをを切くちるも凡ちとの垣ハはさに
もくくくこの伝為尹卿の乎ハかるくを

○小一条院帝乎

後拾遺集雑

女のもとにく咲かなかきて　小一条院

いつつきの徒乃長こそ中ハ多しれこれを入おと指いきくハ

これハ住吉物語に少将の君姫君の侍従と物語しのひて
きこゆるはかなきてかひのをと申しけれハ侍従何ともなくて物
語乃中に何ゝ濃きのかひの音こそゆかしけれと云ハ少将
これを入おもしろかりしかはとちるなめかひなりとし小一条
院乃御方にも下ばこゝろにて吟しけるとや又此
歌にて住吉物語ハ源氏蛍の巻にも此姫君の事見ゆ
此物語のまへハいひおこしてハ称ある紀物語りより見え
に小一条院女のもとにまかりて住吉物語の建寿をうち
なんしめむなきてまゐりて御の御前と女のいひつる
へきなるへし雑後拾遺にハ公任卿のきこゆる歌あり

○耳はさみ

帚木巻にまたまたしきをたてゝみゝはさみかちに
ひさうなき家とうしのうし耳はさみの細流に堅の
契附耳にはさみてをりつくろひねまゐらせしも侍中
紫式部家集にやよひのついたちかはにいでゝまかでける
車にはなのかをとかふりあてゝさもたちつるぬかくなみし
まくらの神のかきれなくてによるをたてゝもまうてみてまうではれ
又源氏より後のこなふれと石清水物語に左大臣の北の
方姫君の入内をとりおこなはんとてまはるにわらはれてきこえし
をちかひてゐるさまゐてみさゐみをとしてけさるいとをかしき

[illegible]
に細流の内流れ[illegible]

苗字一字つゝ

今俗に菱屋近五郎と[illegible]家名俗名[illegible]

一字つゝ[illegible]中昔より[illegible]康富記云今夜飯新、

詐、會可出之三首内〻受指南[illegible]叶後新[illegible]足利

の家臣後尾新左衛門尉[illegible]の曽丹も[illegible]

[illegible]

〇等教の事

堀川百首大納言公実卿の事

山堂よりきこゆるのたゝまれ出る月の光つゝしきが

ゝ[illegible]浦口の枝風よりなる[illegible]

[illegible]とはをたゝらしつゝ人〻[illegible]

なるゝ〻又四〻百首月云 大蔵卿亘房

まこもかる淀の沢水[illegible]月乃歌ハすみ[illegible]

[illegible]仲

[illegible]入口の水いゝ[illegible]月の[illegible]事

中右記云嘉保三年三月一日鳥羽殿和歌御遊云云

題逐日看花云云中宮大夫寫讃師衡講和歌之處

中宮大夫歌與顕季朝臣歌一字不誤相合云云又

披見御製講之處已合愚歌天氣令咲御滿座之人
寫之一者面目也以愚慮及高情一者恐畏也以拙
詞叶御製進退惟谷身心共度云云下官歌云

吹風と散くらすもそなたの日数とそとつもる春の雨

御製云

咲くらすもそなたいこのもとに花とり敷はきまうけ
春の大空の雲いはけり紀之のせたもと
ちくはしてゆくさをうゝ先うれそうもかくさ物
才乎ろくしゝ建保名所百そうも篠田歌

紀家つ

偽りもなくみやこいつこゝ信濃のりの山のこゝ

行能ロ

おもふ人みくの郡いつこゝ杜小こゝを見つゝ

風雅集ゝ

尋ゝかゝほのをれかゝきゝ雅ゆくゝ山ほとゝしる

後鳥羽院御哥

散木集ゝ

ゝれゝゝぬかゝさいをれ山ちゝゝ山ちゝゝまてまつゝふとゝしる
ゝれいきゝゝゝ御製いまゝゝゝ

○河社を評せ

紫冲のかゝる河社ゝ天地を見ゝゝ記恨のほゝきまる

[illegible]人あるべしと云ひきたれるみ方の中よりも
いとのうちうにまうでて古人を師とせる所なれば河内
ともこゝかの今の世の人に写神のてうきまうたちてかれか
いつる事いとしむきてあやまりうしのこゝろうらうら
なく不審かりつゝ
河社のうち古人説こゝろうしへよ六百書六合雑陳并判
の詞を論しつくれたる書なれば諸の書なひき
て河社夏ちくいやうの神示ろうとはるめうり
後成の御説よつきてこゝなもらるゝ方とも於所
撰集に入きをいかゝはるよう説をはかりなむへきよう

[illegible]頭昭の河社は夏神示とも
[illegible]
[illegible]後詞花集神祇部に
夏神祭なくもの　多忠節
[illegible]河社榊を榊乃ちうりの
[illegible]河社といふ夏神示をきゝる考へは多
忠節の忠方のうち神祭の家の人るは定る所昭の
いとれる夏神楽譜にうつるもうつきてらるゝわ
なりしちうみに斎中忠見集をうつ
水のうちうにかゝる寸所

みなかミのころなれともわすれぬところしのかくれなくおもしろ
これもまたそのたくひやそれかくしとよめるといへるはまたく
りこれは月次の屏風の哥に給られは花のかたよりはかく
よまるゝものたくへたりしえさためてよめるといふへし

○河社云後拾遺集

まつよみ侍りしうたは句ひける梅よりうつりたる花まさり
けるよしつきて二月廿日比よりのやみよは梅のにほひそらくしと
よろは世に侍れる難るり二月のはての梅のにほひまとある
事業等も侍り人これまさるてうへ桃桜のたくひなくうつる
きんきやうつきたるとの花もまへし此頃はやまと時は梅

の花のゝ句ひはまさしくしらる哥なり

○同云同集に三月はこもりに郭公のなくは
きゝてよめる

はるかなるみねまもりけるかことしもきゝて初音やつる

万葉卯十七云霍公鳥者立夏之日来鳴必定かなれは
春の中なるも夏の節にたまらはなくへきなり
此公をおもふにつけもみけねとよめるはわすてもとなふ公なる
へし三月下旬に鳴事江戸なとにてはたまくしわするゝ
された京まではまれなり卯月ともまれなりてなくらし
のよのくりさて春のうちなれは立冬もみけぬとよめしくすはは

さの〻時今をたゝてかゝて公ぎる抽よりはるを言ふなる法よ
立夏のりてもを育乃内いれ春ゝるゝみて育盡よ春
にとゝゝ公ゝくゝとよむ春の事ゝ

○同云 羽蒐集よ

北おし志ゝのかゝ侍ゝちゝみて波ゝを春風をふく
けゝ公羽ゝもゝ面ゝくゝれゝてゝりゝとゝい出ゝる
をちゝ出ゝりゝゝのゝやゝゝ春風をふゝとゝいゝゝわゝくゝけゝ
まゝゝへゝをちゝて枝ゝゝむゝゝき侍ゝゝむ春の初風をそ
あゝまゝりゝとゝゝ

此陣いをふを波をゝ公ぎるゝゝゝりゝ手ゝみをゝかゝ

そゝゝて文字い春風そふぷゝてゝむゝ事作り春て初風と
ていゝゝの花ゝまりてゝゝゝゝる春の初風と事ゝ
ゝゝ市ゝ白吹ゝゝてゝとゝゝゝゝ春の初風とゝ事ゝ
い達人もゝゝゝゝゝゝりゝ

○同云 新古今

ゝゝの出よゝゝかゝひゝゝのゝまゝゝんけるのゝゝてわゝゝゝゝゝか芳
ゝゝ百書ゝ合ゝ後ゝ羽院の立春をゝゝゝゝゝゝゝ新
御製ゝもゝきのゝのゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ新千載集
ゝゝゝの笠のゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
けゝゝい京隆ゝの事ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

此ありおほ須の写記を出して此去の人の名いふる
さ詞を見るとしたる名かゝる人の日記にきの人の名か
見ちらさるも多しいはやめの事かくていへ在しところ
日記よりまた隆口の言出さるへし近代も古玉集に
何事もなきものをそと於えんさまのめてたくこそ

又中院通成公
花に今朝吹くもいとはし霞の春風さきのふかきも風を
これをと見へいはし何ととさる見かくやすき

新古今集に
殷富門院大輔
春風の霞ふきとくたえまよりみたれてなひく柳の糸

元真集に
河さみとりそめてかけたる青柳の糸まて風にみたるゝ

後撰集に
家隆
乙女子か袖ふる山の玉かつらみたれてなひく秋の白露

千載集に
物思ひあまり人そこはやみたれ川むすほれて袖はぬるゝなり

拾遺愚草にも
さみたるゝ月影きよみ水無瀬河むすほれる水のかけそみえける

○同云 新古今集
雲はみなはらひはてたる秋風を松にのこして月をみるかな

又集云露斧倫燈影煙松護月明この後句ハ
ちりたまへるを
今按又集の自序と今の世者の公はたとりよくもふ
へし

○同云　同集　中暑

末の家かれ家ちかくせのかれたるたちうたれ
六帖ニ百家の外ニちつくとそ影ニあやりちれいかの
家末の家ともいふへし　これハ末の家ともと
家いつれまつきていつれちりのそ出ともちるねを
花ハ不定ちとにあるとへちうし

此説ハ家家ハ家家別の物ちるいかちりをとれ記
きちる論ちにたちこの
中のとそれ先ちなりもせあ紫沖い家をいちる物
そと定てちわ家ちてもし京者のそけ又ハ百のふちり
ちてを着ちる家と苔の家ハ清水の志ちへ別ニ家と
つふ年体いわ〳〵を六帖ニ家の外ニ家を張ニ出せちを袍と
せハ京者百ちも別ニ出せりさいまの家ハ京者百
ハ〳〵を家ちもハもを何物ちちつくこいちを又別ニ物を出を
ちをいて六帖ニ百村百ちそれ夕立とちへて出せりさる
かちニ村雨ちそれハ百ニハ家〳〵をとつふ事〳〵や万葉七ニ

人さま

[illegible]

[illegible]

○同ニ

質多といふい俗意の公うて有情に公うり質れ字

以体とそれい公の字ちかうひてきとゆ

けれらけうれに質の字いちとかりたるのこん字ちよかそそ

○同ニ金葉集

タまれ林うう方の山堤て新免つしていつるこりの月

こりの月い中略これい西の山れわるるより出て山堤てのか

らんやうにやゆるるわ

これもをおをたてに公つうさまこと製冲るつふこと[illegible]

井こ白山堤をとなるへし山堤の方てうしくこゆるかい

つるとうるるへのれたるれるれ出るとつへ

○同ニ新拾遺集　冬海雪

漕へうかうし小舟佐もう[illegible]彼の河の高れト杉

うれい建保五年の方合こ屋在かめて撞こ方うり

ちくい獨白道もうしれと漕へうほとうと芦の高杉

しと舟のそこのうきこそけ方いかちそれ佐と方

さてハ芦の名をとゞめたる池の水ハ上ゝ猶ゐ
ゝ[illegible]雑出本たる上たまゝひろゝるゝ
今桜ゝ[illegible]ゝいまゝ[illegible]ゆゝさる経るり池ゝいハ既ゝ
ゝかゝりゝゝ芦ゝ分て溝ゝりも所ゝを宮を行ゝ舟溝
ゝ池ゝゝゝゝゝゝ溝帰ゝたる池の水の上ゝのゝ[illegible]
ゝゝいゝゝ経いゝゝり菖蒲ゝけき中ゝ[illegible]ゝるゝかゝゝハ杉
ゝゝゝ舟ゝゝゝゝゝの[illegible]ゝ宮の[illegible]ゝゝれゝゝ杉
ゝゝゝゝゝゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○同ゑ　新後古今集よかつきの出ことりけるを時

人のわすれるもたるもたるもた

定家つ費せられて四十年をへぬる所の事なり花い
るるをとらみのうへ本にうきをうゑ
いそのかみふるのゝ山へ乃ちらすなんはをもる人をうゑ
ると久しく桜の名をえ岩の白しさく君とうりてふ
きていもるの名 謂 葉をうりとし

○同之 金葉集

ちりぬる雜の菊を手ぬきて花いきをさてね君を可き
花い白菊といをれいをてね君もらたりひを結ぶ
月令云菊有黃花きくい黃をるなりとゝま但はは
よい白菊を黃をるなに今のをゝをあるを古今集よ

花をゝ人まつをきい白はの袖をのをゝなりわまれ事
をれもれをゝをゝをれゝ此時ををゝ白菊をゝ
をゝむをれをつをゝをゝんもをゝに
月令を引出をゝれをゝをゝをゝい黃をきゝ乃
ゆをゝとをれゝ此まい白はの菊のををゝをゝたゝをゝ
ゆき朝トの

久方の空のゝをゝをゝをゝいをゝをゝをゝ
ゝをゝをゝをゝも白菊をゝをゝをゝをゝ星をゝいをゝをゝをゝ
をゝ白はをゝ星をゝ白花をゝ白はをゝ白花
をゝをゝをゝをゝをゝをゝをゝをゝをゝ

そこもその例なりけりとたゞひとのこゝに思ふこと

○同云新拾遺集物名

ゆくゝふえ　ゆくちとせ　ゆくひと

後人ふ和

しらしやらし　法勾ふえうの風のようにちりきたる人のことしいはせ

筆者集をあつめをいそ拾遺はなとあるされさりなむ

新拾遺は羽つゝけなりて四季の部を奏覧しし

うせのちうこの拾遺はなつまそうけたまそうて切を終

こゝをこれは物名部は拾遺はなの撰なり撰なの今教れ

なくなるはは後人あつまりて入るゝ流例なり勅冲

いたゝまわあるなり

○同云後千載集旋頭歌

後成

みそなそ世をそむく世をそなるかるさい笠なるつる

か恵

隆信

ゆくとなる笠もなれかくそいまほ恋なるつる世をそむくなり世

みそなみなとなるなる旋頭歌なりけるなるなり

これなりなる記散木集

かきたしまのつきはしるべ歩いて屋をつる雲もなれむくること

は後言の行なる載集はいまなりなれも契冲はなるなる

○同云新古今集

みちのくに入ねる秋の夕なるに袖さへこのゝ下ぶらぬる

先い方第ふ汲えい入ねる秋の夕なるに袖やとりてをとりて

入ねる秋といふをとりえいるみゝひとも笑ねをちる袖

夫宣の下ぶらぬるといふをたゝひろ風雅集よ

こゝろ夕ぶるる秋の波の寄ゝ今宵も袖みゝくもく

うしこれい入ねる秋といふを入ぶるゝいふやゝふ行て

ふられなるゝわそしるゝふ又見ゝ出ゝるゝといふの公

とゝもん夕月夜よ入ねる秋の夕ゝもゝるの月そ

見ゝすゝゝるきゝいみ月夜にといひはれいをゝも

わゝゝゝ

万葉の方も入ねる秋い入ぶ入ぶるゝひとゝゝゝゝい

一句ねるみゝをつゝ葉ゝ入ゝるといふい句合れ

ゝもさる公のゝろゝいかゝろふもちつゝるゝもよむ葉ゝ入

ねるゝもつゝるい秋のえんあるゝ出てゝうんゝちまかセ

てゝゝゝわゝゝ入ねる秋しゝゝみまゝ風雅集のゝいい本

ゝの伊を時ゝ月ひゝゝゝもゝ出の風ゝ花波のゝゝ

葉をゝゝ中のゝゝ葉とゝふよ伊のゝたゝひゝいるゝ

先ゝその方ねるのゝこゝあゝゝ人公ゝゝさゝい秀ゝ出ゝ

○同云新後拾遺集

吹とかぜ成る枝のちりうせてなつかもちるき杖の初ゝセ

多まゝの蓬うたたかをつゝり

白極ゝ白をまゝゝゝ白をそるてとのゝ公はてた極と云

ゆゝも白の字をそるてゝ公はてたゝ極ゝ入せのを

まきそつ尾茶もいもうまゝゝゝ可詩むといふるるを

いつゝゝ妹ゝ白まゝゝゝゝ白ちんとゝゝ万葉もこゝゝ

春ゝくの白極とつけゝゝ色もなまゝゝとゝ云てのゝ

○同云新勅撰集

言ゝの尾上の花ゝ春ゝ行ゝ松乃まゝゆゝ白

行ゝ後京極殿の四方ゝ泊瀬山ゝつゝ花ゝ春

ゝ行てまゝゝゝゝ白ゝ宮ゝのゝれゝ後の四方ゝふ雪

ゝゝ初の花白も久そまゝくゝるゝゝたゝゝゝゝゝゝゝゝ

ゝゝ白のゝゝゝ白分ゝて白ゝゝゝゝのゝゝゝゝ

ゝゝ白ゝゝたゝゝて白ゝゝ来の杖ゝゝゝゝゝゝゝ

草菴集ゝゝゝの白四面の後白ゝたゝゝ後ゝゝ白

ゝゝれゝゝゝたゝゝのゝゝ四方流布の美白野彩ゝ仕

方云ふゝゝゝゝゝ浦くゝて体の字ゝゝゝゝゝゝゝ

ゝ用の字ゝゝくゝゝゝとゝゝて中ゝゝゝのゝゝゝゝ

ゝゝ別の事くゝ杖ゝ四方ゝゝゝゝの字ゝゝゝゝゝ

ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ味

いろ〳〵まいりかふといを使ひ知人に又ある通し
一日一時の京元のみよわ〳〵さま〳〵二れ白のに又
字古方の人〳〵いの文字よをしられむ〳〵の系みか
さ上鼻ひ〳〵の文字ゐてし係味へて

○同云

きさらい左四のち〳〵色をこ記々ゆ法のはゐうゐらん
れいさ〳〵の本文をわれる方へゐ〳〵みを
もむをいやもそれいかや〳〵ゐるれを
れい夫木集の方ゆわのゐを花ち〳〵ゐうてち
〳〵の色ひ〳〵といふゐ物ゐれる人もおいさ〳〵しゐ白

かを色を〳〵ひ〳〵ま〳〵ふいけ弱陳ゐもをきか

○同云新古今

花さを〳〵ぢ昌の心風ぬ〳〵ゐ漕れ毋乃おとみゆるは
古花方公を〳〵み上祖いゐ色〳〵ゐも田村丸の未か
といひてやつゐ方けれ杖ひ〳〵ん人上〳〵ゐ場ま祖ゐて
分上れを〳〵や生〳〵て〳〵け方内ひの方いをて〳〵ゐかまか
しきゐ杖祖ゐり文〳〵ゐ年の系ち〳〵日さて〳〵ゐ
又方分を〳〵人枕風ひけを〳〵ふゐり後代ひ女
方上方を〳〵人後え枕のむ〳〵ゐて又を〳〵男
業上の〳〵新西新〳〵との方女け方ゐる

高津内親王のうとき木よまるを校もわるこの歌をもて
ゐるさ侍ぬるとりなきうとまれて女免かにもつかし
この文内に俊成のむをあうとの文ひとつ侍ぬるとも
いはまりてあの事ゐるべし古今集の序とつよかるねい女
の文ふれいとつるとふつうとを侍ぬるとこの侍せ
の侍てなるみるる侍ぬるをやくるるといふんの
きくいかの集を見給てあるべし於遺集に伊勢
そめとそ思ひこそしけの侍ぬるを添しそれ見れい
ふるとといふと女免ると評せる

○同云

景行紀に日本武尊る神さりたまひぬときこしめし
てのぼりまして朝夕進退佇待還日何禍今何罪今
不意之間倏亡我子云云この倏亡をわるしめさた
とうるい歌訓るわるしめといふるさなとめをうえ
さすといはとはそたるるされいたかるもうす
けはるかに失ひ行へいかりそあるとうすとそもうて
さんうとうとうる徒日本紀に熊登内親王かくれ
さセたまへるとき光仁天皇にみとのうにいたるに安加
良米佐須加事久於與豆礼加毛年毛高久成多
流朕乎置豆云云これもまる於ろ

此さたの説いにしへ栄花物語よわかうの思
いつこにおくめ世せのくるそやくしこれとそのしさ年は
せそちるかを

○同云　神代紀と天吉葛をいとのようまつ
とうるいかつらを左と加と回敬也
迦をゆくし

同韻るいとて牙音と歯音といふと通かつ
かつとつのちかの切さとうをいと釈也又いかと累
しいかるれいつるをつるもいくい吉いよさ葛いつ
うりともつへしまさきのかつを万葉ニまさ花つも

くうり千歳累ケも甘つるとつのるく羽忠集と
ふちのくまれつるいみゆをもふ公のうくさくやい
をも瓜の芽をとつくとはみうり

○同云　貫之家集よくくみを
常くもちくれ糸尺ぬる枕くるとの酒よりく
枕くくみちの酒といくくみをい胡桃とかや又呉桃
もかけい呉もけ出ういい酒るれいきてかいよまれるる
呉桃る枕くるとへ胡桃いるれいるくくるとう
るすへきうふうこれいかく胡桃の苦いをの赤よさきて
さも貴殿をる花ちもぬいとちくをきいをいひ

[illegible]

○同云 岐蘇

駿河の代実録を引て吉蘇は美濃國なり東海
道とあり元明天皇和銅六年笠朝臣
麿已下三人美濃の国司なりし岐阿路を通りし
事を従り美濃に属せしなり
大宝二年に始て美濃国岐蘇山道と
後紀に有りしも駿河の説を従せ

[illegible]

信濃國に属したる事は延喜より後のなりし
於迷集に頼朝の平に
[illegible]
伝説なるべきもの
○同云 十里
つは岐阿路云又けくさのごとくもりやけるとは行れ
いとうしこれを駿河は俗にねを人とをとゝふこれなり
和名抄に麓をもりと云り竹斐なりまを
[illegible]
物を引る説も俗會にて[illegible]梵語雑名云

朱利草賊也波利曲鉤也とおりは草賊今の世に
[illegible]
に相かなうかを出るれの名[illegible]

○同云おなじ

竹[illegible]相[illegible]にあるいは[illegible]を契冲
和名抄と三代実録とを[illegible]
録[illegible]は後紀元明天皇即位の宣命云是以
親王始而王臣百官人等乃淨明心以而弥弥弥
結ヒ尓阿奈奈比奉輔佐奉ツリシ事尓依而者ナモ云云とあり
三代実録も同じ[illegible]

[illegible]

○同書に撰集のたくさんなるを出せるよ
[illegible]

○玉葉集恋三　更衣源訶子

月影に[illegible]
[illegible]を新後拾遺集恋一に[illegible]として　天暦
御製[illegible]
廣幡御息所の[illegible]

○後古今集　僧正遍昭

かつらぎの杜の下草老の世にかくいはしをかは

大和物語よい良少將と出てるい良峯宗方ろり

○ 後古今哥四

からひ多女の極こをくまれと多分なる多ゝよかと

ゝてをとつ里てり多数を返事ゝ　忠義公

月ゆゝさをやひさりぬるかはるき公を同ゝ恨こん

ゆゝ哥ゝよい彼志哥をとゝりて低去本花伝侯し

ゝも〳〵分をらしと〳〵四の内公もとゝるたりひをりろり

○ 同集雜中ゝ

亭子院ゝり世ゝをくたしとそ知人とゝ

御子をなてまゝ〳〵せ行たり多返事ゝ

未だゝゝらゝのけてみるかゝいものゝ乃中を行ん　延喜帝御

け世ゝをゝてとゝふ辛い後後撰ゝ女ゝたまゝせゝる

延喜帝製

世ゝ分ゝてなしとそ知ふしの川るゝ分れつる跡の志ゝ

とゝふ川ゝ行るゝゝ志ゝい後古今ゝ詞書ゝ行ゝもゝ於ゝ

つゝる〳〵

○ 新後拾遺集雜上

延喜帝製

ゝ志ゝ〳〵す

光孝天皇のゝ〳〵の哥ゝ

ゝそみも知るゝき公ちなゝゝせて

四月廿五日

月のあるを見給へるまいりたるに

参議院御製

てる月の光にあひてよそほしく面影のこまかなるにきらめ
世にすぐれたる方代集に撰入せらるべきなり出されも
ことなくいと新しき詠ぶりなるべし

うたゝねのとこにいとはるかなる奥中納言はるかなるかをを
あはれ人〳〵何社なるをきてはいと公つねやあるを
されどかゝる事ぬしにはいかなるさまにか

きゝつゝ
ゝ
ゝ

世のうきみの風ゝ[illegible]ありさまよりしゝ
なみうちさはぐ[illegible]ふれ〳〵奚仲よりこれ
る世よりの[illegible]の記けるいとゝ貴を尋記
事なりし

隣女語言一終